

太陽の家短期入所サービスセンター
(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(横須賀市指定 第1471902617号)

目 次

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 事業所経営法人
- 3 ご利用事業所
- 4 居室の概要
- 5 職員の配置状況
- 6 当事業所が提供するサービス内容と利用料金
- 7 サービスの終了について
- 8 協力病院
- 9 秘密の保持
- 10 記録の保管
- 11 サービスの中止
- 12 緊急時等の対応
- 13 事故発生時の対応
- 14 非常災害対策
- 15 苦情の受付について
- 16 身体的拘束について

1 事業所の目的及び運営の方針

この事業は、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

利用者の方々に「安心」「温もり」「満足」を合言葉に事業所運営を行っていきます。

2 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ユーアイ二十一
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市西浦賀6丁目1番1号
- (3) 電話番号 046-846-5133
- (4) 代表者氏名 理事長 石渡 庸介
- (5) 設立年月日 平成13年8月7日

3 ご利用事業所

- (1) 事業の種類 (介護予防)短期入所生活介護
- (2) 介護保険事業者番号
平成17年4月1日指定 横須賀市 第1471902617号
- (3) 事業所の名称 太陽の家 短期入所サービスセンター
- (4) 事業所の所在地 神奈川県横須賀市西浦賀6丁目1番1号
- (5) 電話番号 046-846-5133
- (6) 施設長(管理者) 梅田 顕
- (7) 開設年月日 平成15年4月1日
- (8) 利用定員 21名
- (9) 実施地域 横須賀市全域

- 併設事業
- ・指定介護老人福祉施設
 - ・通所介護事業
 - ・介護予防通所介護事業

4 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(多床室(3人部屋)) 1F	7室	面積 35.94 m ²
食堂 1F	1	
機能訓練室 1F	1	
浴室 1F	1	一般浴・機械浴2台
医務室 1F	1	
静養室 1F	1	

※ 上記、設備の利用にあたってご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 利用時に居室の変更をお願いする場合があります。

5 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※ 職員の配置状況 令和7年4月1日現在

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者	1名	(常勤	1名	非常勤	名)
課長(副管理者)	1名	(常勤	1名	非常勤	名)
医師	2名	(常勤	名	非常勤	2名)
生活相談員	3名	(常勤	2名	非常勤	1名)
看護職員	1名	(常勤	1名	非常勤	名)
介護職員 1F	8名	(常勤	5名	非常勤	3名)
機能訓練指導員	1名	(常勤	1名	非常勤	名)
管理栄養士	1名	(常勤	1名	非常勤	名)

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。

当事業所が提供するサービスには、下記の2つの場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

- (1) 介護保険の給付の対象となる以下のサービスについては、利用料金の通常9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

食 事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び思考を考慮した食事を提供し、必要に応じて援助を行います。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又はその維持するための訓練を実施します。

健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。

その他自立への支援

- ・寝たきりの防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

< サービス利用料金（1日あたり） >

別表1の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払ください。

（サービスの利用料金は、ご利用者の介護度に応じて異なります。）

※ サービス料金表は標準自己負担額です。個々により自己負担額が変わる場合があります。

※ 居室と食費に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします。

（2）介護保険の対象とならない以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

< サービスの概要と利用料金 >

① 理髪・美容代

美容師の出張によるサービス（調髪・パーマ・毛染め）をご利用いただけます。

美容料金		理容料金	
カット	2,200円	カット	2,200円
パーマ (カット・ブロー付)	5,000円	パーマ (カット・ブロー付)	3,000円
毛染め (カット・ブロー付)	5,000円	毛染め (カット・ブロー付)	3,000円

② 電気代・・・1日 20円

ご契約者の希望でテレビを観られる場合に電気代をご負担いただきます。

③ 日用品代・・・実 費

事業所で揃えている日常生活用品が、ご利用者の希望に合わず特別に購入をした場合

④ 教養娯楽費・・・実 費

ご契約者の希望で参加したクラブ活動の材料費、外注食代、喫茶の飲食代等

⑤ 地域外への送迎費用

横須賀市以外への送迎を行なった場合

走行距離1km毎に下記金額を乗じた額

（端数距離については500m以上切り上げ、未満切捨て）

1kmあたり 50円

（3）利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア	金融機関口座振替
イ	窓口での現金支払
ウ	下記口座への振込
	湘南信用金庫 浦賀支店
	普通預金 54043

7 サービスの終了について

(1) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合
- ・利用者がサービス事業の利用者でなくなった場合

(3) その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金の支払を催告したにもかかわらずお支払いがない場合、または利用者や家族などが事業者や事業者のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

8 協力病院

医療を必要とする場合は、協力医療機関において診療等を受けることができます。

医療機関の名称	よこすか浦賀病院	聖ヨゼフ病院	太陽の家附属歯科診療所
所在地	横須賀市 西浦賀 1-11-1	横須賀市 緑ヶ丘 28	横須賀市 鴨居 2-78-4
診療科	内科 呼吸器科 外科 整形外科 眼科 皮膚科 小児科 リハビリテーション科	内科 呼吸器内科 整形外科 リウマチ科 放射線科 リハビリテーション科	歯科 小児歯科 歯科口腔外科 訪問歯科

9 秘密の保持

事業所の従事者は業務上知り得た利用者又は関係者についての秘密を漏らしません。また、事業所の従事者でなくなった後も、これらの秘密を保持します。

10 記録の保管

従事者、設備及び会計に関する諸記録及び利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

11 サービスの中止

- (1) 病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。

その場合、ご家族に連絡の上、対応します。

- (3) 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (4) 天候不良の場合、サービス提供を中止する事があります。

1 2 緊急時等における対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

1 3 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には市町村、利用者家族、担当する居宅介護支援事業所等へ連絡すると共に必要な措置を講じます。

市町村・・・横須賀市福祉部介護保険課 給付係

1 4 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていきます。

1 5 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付当事業所における苦情や、ご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者

職名 施設長 梅田 顕

苦情受付窓口

担当者 短期事業主任 春 英樹

受付時間 午前9時から午後5時

電話番号 046-846-5137

FAX 046-846-5233

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

横須賀市福祉部 介護保険課保険給付係	所在地 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-8253 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 苦情専用 0570-022110 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
第三者委員 江嶋 憲一郎	住所 横須賀市西浦賀5-16-1 電話番号 046-841-0726

※保険者が横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお願いします。

16 身体的拘束について

- (1) サービスの提供に当たっては、身体的拘束その利用者の行動を制限する行為は行ないません。ただし、緊急やむを得ない以下の要件を満たす場合、身体的拘束を行なうことがあります。
- ① 利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ② 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- (2) 身体的拘束の決定は「サービス担当者会議」において当該利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業所と協議したうえで決定します。
- (3) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由について説明し、同意を得るとともにその内容について記録します。
(介護予防) 短期入所生活介護サービスの説明を行いました。

15 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。
- (2) 利用者、利用者家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対しての暴言や暴力、性的な言動、法令に関する行為、過大な要求、理不尽な要求、その他常識を逸脱する行為があった場合は、サービスの一時中止もしくは契約を廃止することとします。

